

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域・生活発達障害者支援室
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局母子保健課
こども家庭庁支援局虐待防止対策課

令和7年度重層的支援体制整備事業実施要綱の改正点について

平素より地域福祉行政の推進に当たり、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年度の重層的支援体制整備事業の実施にあたり、「重層的支援体制整備事業の実施について」（令和5年8月8日付け社援発0808第48号、障発0808第5号、老発0808第3号、こ成環第113号厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長、こども家庭庁成育局長連名通知）の一部が「重層的支援体制整備事業の実施について」の一部改正について」（令和7年10月29日付け社援発1029第2号、障発1029第3号、老発1029第1号、こ成環第696号、こ支虐第429号厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長、こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長連名通知）により改正されたところです。

つきましては、別紙1のとおり改正点をまとめ、別紙3のとおり改正にかかる概要資料をまとめましたので、参考としていただくとともに、関係団体への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 別紙1 令和7年度重層的支援体制整備事業実施要綱の改正点
- 別紙2 各事業担当・連絡先一覧
- 別紙3 令和7年度重層的支援体制整備事業実施要綱改正の概要

令和7年度重層的支援体制整備事業実施要綱の改正点

1. 包括的相談支援事業

(1) 地域包括支援センターの運営

- ・ 住宅確保要配慮者居住支援協議会と地域ケア会議との相互連携の明記。

(住宅セーフティネット法の改正により、住宅確保要配慮者居住支援協議会は地域ケア会議と相互連携に努めるとされたことによるもの。)

(2) 相談支援事業 別紙3-1参照

- ・ 「基幹相談支援センター機能強化事業」に係る経過的取扱いの廃止。

(取扱期間満了に伴うもの。)

(3) 利用者支援事業 別紙3-2参照

- ・ 「特定型」の実施要件の見直し。

(「新子育て安心プラン」に基づく実施計画の採択や、「待機児童解消に向けて緊急に対応する取組」により実施する財政支援の要件見直しを踏まえて行うもの。)

- ・ 「妊婦等包括相談支援事業型」の創設。

(子ども・子育て支援法改正に基づくもの。)

(4) 自立相談支援事業 別紙3-3参照

- ・ 「住まい相談支援員」に関する規定の新設等。

(生活困窮者自立支援法の改正により、同事業において住まい・入居後の生活支援の相談に対応することが明確化されたことに伴うもの。)

(5) 福祉事務所未設置町村相談事業

なし

2. 地域づくり事業

(1) 地域介護予防活動支援事業

なし

(2) 生活支援体制整備事業 別紙3-4参照

- ・ 「生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業」の創設。

(個別訪問や相談対応等を通じ、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援する観点から行うもの。)

(3) 地域活動支援センター事業

なし

(4) 地域子育て支援拠点事業

- ・ 一般型における「地域支援」に係る加算要件の新設。
(子ども・子育て支援交付金の交付要件との整合を図る観点から行うもの。)
- ・ 一般型における「賃貸物件を活用する場合の賃借料への支援」の新設。
(子育て家庭等にとってより身近な場所での交流等の実施を支援する観点から行うもの。)

(5) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

- ・ 「事業評価」における、成果目標の考え方の明確化。
(各自治体において、事業の目的・趣旨に照らし効果的な取組を実施するため、成果指標を設定のうえ適切に事業評価を行う観点から行うもの。)

3. 多機関協働事業等

- ・ 各事業の実施目的等の明確化。

4. その他

1～3のほか、全体の構成や語句の整理等に係る所要の修正。

【各事業担当・連絡先一覧】

| 内容 (重層的支援体制整備事業として実施する事業) | 担当・連絡先 代表番号 (03-5253-1111) |
|---------------------------------------|--|
| 包括的な支援体制の整備及び 重層的支援体制整備事業全般に関わること | 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室 (内線 2289、2233) |
| 地域包括支援センターの運営 | 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 地域包括ケア推進係 (内線 3982) |
| 障害者相談支援事業 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 相談支援係 (内線 3040) |
| 利用者支援事業 | 【基本型】 こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係 (電話番号 03-6861-0519) 【こども家庭センター型】 こども家庭庁支援局虐待防止対策課調整係 (電話番号 03-6859-0103) 【特定型】 こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係 (電話番号 03-6858-0048) 【妊婦等包括相談支援事業型】 こども家庭庁成育環境課相談支援係 (電話番号 03-6861-0228) |
| 生活困窮者自立相談支援事業 及び 福祉事務所未設置町村による相談事業 | 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室相談支援係 (内線 2231) |
| 地域介護予防活動支援事業 | 厚生労働省老健局老人保健課 介護予防係 (内線 3947) |
| 生活支援体制整備事業 | 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 地域包括ケア推進係 (内線 3986) |
| 地域活動支援センターの基本事業 | 厚生労働省障害保健福祉部企画課 自立支援振興室地域生活支援係 (内線 3075) |
| 地域子育て支援拠点事業 | こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係 (電話番号 03-6861-0519) |
| 生活困窮者支援等のための 地域づくり事業 | 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 【事業分類1～4】 地域福祉・ボランティア係 (内線 2218) 【事業分類5】 予算係 (内線 2857) |
| 多機関協働事業 | 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室 (内線 2289、2233) |
| アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 | |
| 参加支援事業 | |

令和7年度重層的支援体制整備事業実施要綱改正の概要

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課 地域共生社会推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

基幹相談支援センター機能強化事業（地域生活支援事業）

令和7年度当初予算 地域生活支援事業費等補助金 502億の内数（501億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。
令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、
 - ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
 - ・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記される
 とともに、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針（告示）により令和8年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

2 事業の概要・スキーム

- 本事業について、原則として、基幹相談支援センターに対する補助に見直すとともに、法律上明記される「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助に重点化を図る。
- あわせて、基幹相談支援センターの設置増及び機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

| 令和5年度以前 | 令和6年度以降（令和6年度は経過措置あり） |
|---|--|
| ①基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 （注）社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者 | ①基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 ※新たに②③の事業実施を補助要件とする （注）主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者 |
| ②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組 | ②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組 |
| ③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組 | ③基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組 |

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国 1 / 2 以内、都道府県 1 / 4 以内、市町村 1 / 4

利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

新規

成育局 成育環境課

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>
令和7年度予算 2,345億円の内数（2,208億円の内数）

※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、児童福祉法に、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業」を創設し、他の事業と同様に市町村の実施の努力義務等を規定するとともに、子ども・子育て支援法第59条第1号を改正し、妊婦等包括相談支援事業を同号の事業として地域子ども・子育て支援事業に位置づけた。
- 妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。

事業の概要

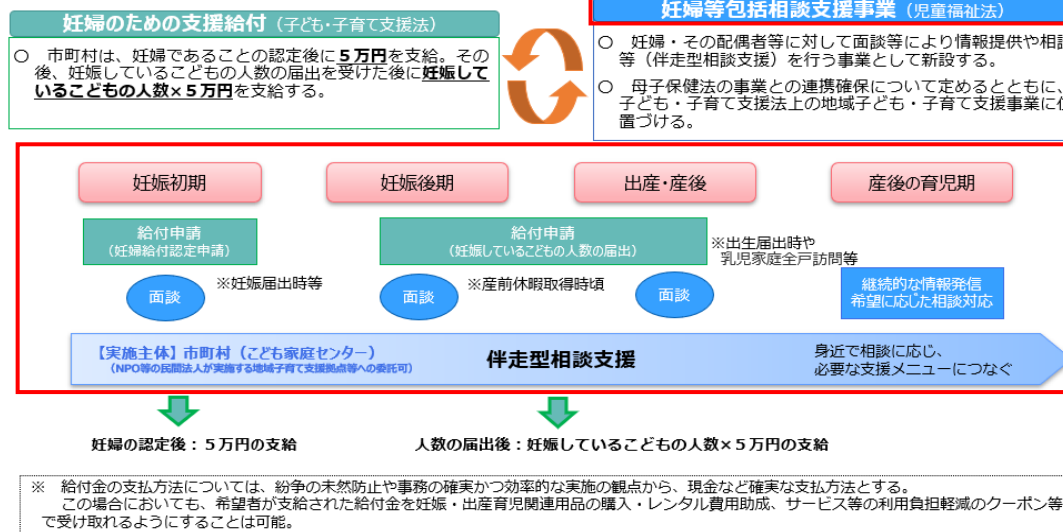
妊婦等包括相談支援事業に要する費用の補助を行うため、利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）に新たに「妊婦等包括相談支援事業型」を設ける。妊婦等包括相談支援事業の実施に当たっては、こども家庭センターの面談対応件数等、業務量に応じた補助単価の設定を行う。

【事業内容】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

【対象経費】

面談等の実施に必要な経費
（「妊婦のための支援給付」に必要な費用は除く）



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：1/2

（都道府県：1/4、市町村：1/4）

【補助基準額】こども家庭センター1か所あたり妊娠届出受理数

- ①700件以上 : 15,584千円
- ②200件以上700件未満 : 9,911千円
- ③200件未満 : 8,239千円

※こども家庭センター1か所あたりとは、旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能の窓口の数。
また、こども家庭センターを設置していない自治体は、1自治体あたり1か所とする。

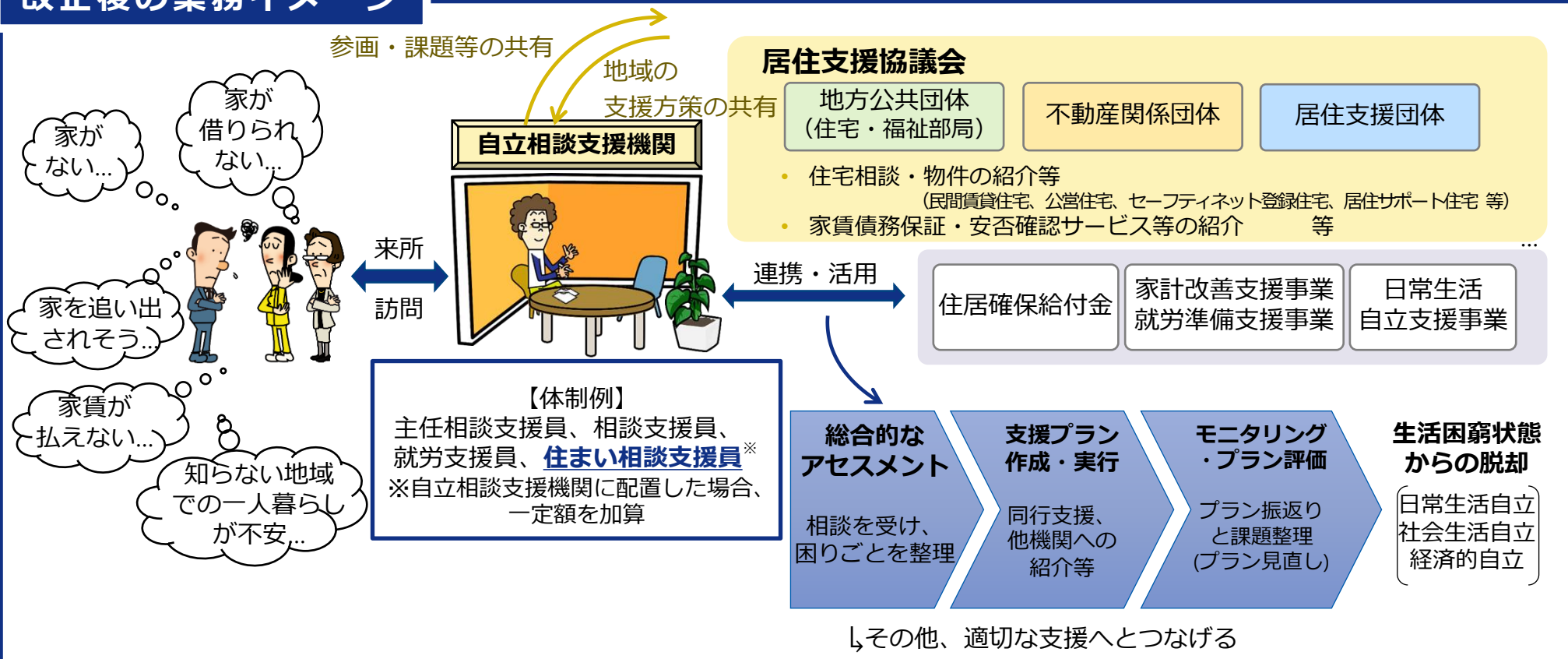
自立相談支援事業における居住支援の強化

令和 7 年 4 月 1 日施行

改正の趣旨・効果

- 生活困窮者自立支援法において、自立相談支援事業において対応すべき問題として「居住の支援」と明記し、住まい・入居後の生活支援の相談に対応することを明確化。
- 「ホームレス」だけでなく、「住まい不安定」、特に単身高齢者等で賃貸住宅の契約が難しいといった課題を抱えた生活困窮者が相談支援を受けやすくなる。

改正後の業務イメージ



1 事業の目的

- 独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時に行う者（ダブルケアラー）やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援など、地域包括支援センターに期待される役割は高まっている。
- 他方、こうした複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、センターのみが業務を負担するのではなく、センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要。
- このため、生活支援体制整備事業について、**個別訪問や相談対応等を通じ、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援するための拡充**を行う。

※ 重層的支援体制整備事業の実施自治体は、既存の取組みで同様の機能を担うことが想定される。

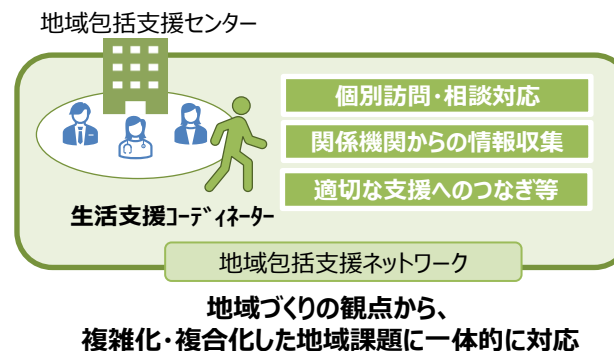
2 事業の概要・スキーム

- 複雑化・複合化する地域課題に対し、**地域づくりの観点から取り組む生活支援コーディネーターの活動**※を支援する。

※ 主に地域包括支援センターに配置される生活支援コーディネーターの活動を想定（関係機関に委託することも可とする）

- 想定される対象業務は次のとおり。

- 地域包括支援センターとの連携のもと、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を対象とした個別訪問や相談対応
- 圏域内の社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハローワークなどの機関のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集・関係者間のネットワークづくり
- 地域包括支援センターを含む地域のネットワークを活用した、適切な支援へのつなぎや資源開拓の実施



3 実施主体等

【実施主体】
市町村

【交付率】
国38.5%

【標準額】（拡充分）
8,000千円
（地域包括支援センター以外に配置する場合や重層的支援体制整備事業として実施する場合は4,000千円）